

新宿区個人情報保護管理運営会議（第10回）概要

開催日時・場所

令和8年2月12日（木） 午前9時15分～午前10時00分
本庁舎3階 庁議室

出席会員等

寺田副区長（会長）、総合政策部長（副会長）、総務部長、地域振興部長、福祉部長、子ども家庭部長、健康部長、みどり土木部長、環境清掃部長、都市計画部長、教育委員会事務局次長、総合政策部区政情報課長、情報戦略課長

《 議事概要 》

1 審議内容

新宿区個人情報保護管理運営会議の組織及び運営に関する要綱第3条第3号に掲げる事項

【審議事項】

- (1) L o G o フォームの利用に係る外部結合について（手続の追加）
⇒ 承認
- (2) クラウドストレージサービス（Box）の利用に係る外部結合について
⇒ 承認
- (3) 自衛官及び自衛官候補生の募集に係る外部結合等について
⇒ 承認
- (4) 区民葬儀利用者助成事業に係る業務委託について
⇒ 承認
- (5) おくやみ相談窓口に係る業務委託について
⇒ 承認
- (6) 障害者地域生活支援体制事業に係る業務委託について
⇒ 承認
- (7) 地方公共団体情報システム標準化に対応した介護保険システムへの移行等について
⇒ 承認
- (8) マイナポータルびったり電子申請サービスの利用に係る外部結合について（手続の追加）
⇒ 承認
- (9) 平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応に係る保護費等の追加給付事務に係るシステムの構築等について
⇒ 承認
- (10) 地方公共団体情報システム標準化に対応した生活保護システムへの移行等について
⇒ 承認
- (11) 乳児等通園支援事業に係る総合支援システムへの結合について
⇒ 承認
- (12) 5歳児健康診査の実施に伴う健康管理システムの改修等について
⇒ 承認

- (13) 乳幼児健康診査等の結果入力に係る健康管理システムの改修等について
⇒ 承認
- (14) (仮称) 適正管理制度オンラインシステムとの外部結合について
⇒ 承認
- (15) 中間ファイル作成及び台帳登録閲覧システムへのデータ移行業務に係る外部結合等について
⇒ 承認

【サイバーセキュリティに関する専門的な知見を有する者からの主な助言】

運用上及びシステム上の情報保護対策について、サイバーセキュリティに関する専門的な立場から、以下のような助言を受け、反映した。

- ・申請書類が紙媒体のため、紛失などに気を付けること。取得した個人情報（故人の個人情報を含む）は、規定などで定めた期間終了後に速やかに廃棄すること。その際、作業上作成したメモ書きなども存在する場合には、併せて廃棄すること。
- ・保健センターにおいて受診票の紛失などが起きないように、個人情報の取り扱いに関する研修などを行うこと。庁内でプリントアウトした帳票などが発生する場合、紛失等に注意すること。AI-OCR で読み込ませた後の電子媒体など不要になった個人情報は、規定に基づき廃棄すること。

【発言】

- ・審議事項（3）について
- ・会長（寺田副区長）： 自衛隊への情報提供を希望しない対象者から、オプトアウト方式による除外申出があった場合、対象者名簿からの除外を行うことで、自衛隊の募集案内が送られないようになるようだが、18歳や22歳になる対象者へ事前周知をどのように行うのか。
また、本事業で、自衛隊に個人情報を提供するにあたり、適切な取り扱いを求めるため、どんな対応を行うのか。自衛隊は、提供された個人情報をいつまで保持するのか。
- ・区政情報課長： 周知については、4月上旬ごろに区ホームページに公開し、広報新宿には4月号に掲載する予定です。さらに、区のX及びLINEへの掲載や、周知チラシを掲示板や区有施設にも同時期に掲載することで、対象者が自衛隊及び自衛官候補生の募集について確認できるよう周知に努めます。除外申出については、郵送や窓口以外に、LoGo フォームによるオンライン申請も活用することで、いつでも除外申出ができるようにします。
また、本事務を実施するにあたり、自衛隊との間で個人情報の取扱いに関する覚書を締結し、情報流出等が発生しないよう適切な取扱いを求めています。なお、今回は対象者の名簿等は提供せず、対象者の宛名ラベルのみを提供します。自衛隊は、はがき等に宛名ラベルを貼付して案内を発送するため、発送後は自衛隊側に個人情報が残ら

ない仕組みとしています。

・審議事項（４）について

・会員： 申請書類の受付業務において委託先は郵送申請書管理システムや住民記録システムを利用して、対象者要件の確認等を行うが、委託事業者が不必要な個人情報を検索できないよう対策はできているのか。

・区政情報課長： 郵送申請書管理システムは、郵送請求業務の効率化を目的として導入されたものであり、平成16年第13回情報公開・個人情報保護審議会において了承済みです。今回、委託事業者が本システム入力する情報は、申請受理日・申請者名および町名までの住所に限定しています。

また、住民記録システムを利用して住所要件を確認する際は、委託事業者が不必要な個人情報を閲覧できないよう、閲覧できるのは住民票の情報だけに制限しています。

なお、当該委託事業者については既に、住民票及び戸籍証明書の郵送請求業務を受託しており、プライバシーマークも取得済みです。引き続き、委託先に対しては、不必要な個人情報を閲覧しないことを徹底させるとともに、委託に係る個人情報の特記事項を遵守するよう指導していきます。